

「第2次草津市緑の計画」の進捗概況

テーマ	施策番号	施策名	具体的な取り組み	現況
守 る	1	琵琶湖岸の水とみどりの保全	自然公園（琵琶湖国定公園）の指定を継続し、優れた自然風景地の保護及び利用の増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 県管理で、昭和25年（1950年）に日本で初めて指定された公園であり、国定公園の規制に湖岸には風致地区や景観・屋外広告物等の規制が設定されて、湖岸の水とみどりが保全されている。
			風致地区（湖岸地域）の指定を継続し、湖岸の景観や自然環境を保全します。	
	2	山林・丘陵樹林の保全	保安林（土砂流出防備保安林、保健保安林、風致保安林等）の指定を継続し、緑地を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> 保安林は滋賀県が管理しており、保安林を解除する場合は県の指導を受け、適正な保全対策のうえ解除の許可を必要とする。また、許可なく開発されたものについては、県では正指導されている。
			開発許可に当たって、健全な樹木または集団をなしている良好な樹林地（300㎡以上）の公園・緑地としての配置を指導しており、この徹底を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> この間、該当する開発申請がなかった。
	3	農地の保全	農用地区域の指定を継続し、優良農地の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 「草津市農業振興地域整備計画」に基づき優良農地の保全を図られた。
	4	優れた自然環境・生態系の保全	自然環境保全地区の指定を継続し、貴重な自然環境を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> 「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、残された自然環境を少しでも多く保全し、次代に継承すべく、良好な自然状態が維持されている、3,000㎡以上の面積を持つ地域、鎮守の森16か所を「自然環境保全地区」として指定している。
			ヨシ群落保全区域として指定されている湖岸のヨシ群落生育地について、その指定を継続し、湖岸	<ul style="list-style-type: none"> 草津市域の湖岸約44haを滋賀県条例により「ヨシ群落保全区域」として指定し、湖岸の生態系や景観を保全・維持

		の生態系や景観を保全し維持します。	している。
		保護樹木と天然記念物の指定を継続し、貴重な自然環境を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある樹木で、健全で学術的または歴史的に意義がある、一定の基準を満たすものを「保護樹木」として指定している。現在、13か所39本を指定している。
		頓蓮池を保全し、池の周回道路や広場等の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 三ツ池整備事業に伴い、頓蓮池の護岸の一部について整備を行った。三ツ池整備事業の計画変更により、周回道路の整備は行っていないが、周回道路は、財産区財産の頓蓮池の堤防敷地として池の管理に使われており、周回道路沿いの保護樹木と一体として自然遊歩道としての機能も有している。
つくる	5 既存公園、児童遊園の有効活用	既存の公園・児童遊園等の再整備・リニューアルを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に「草津市公園施設長寿命化計画」を策定し、平成27年度から平成31年度までの5か年計画を立て都市公園の再整備に取り組んでいる。また、児童遊園については経年劣化等の状況に応じて毎年3か所程度の再整備を行っている。 → 児童遊園の総数が多いため再整備・リニューアルの対応に苦慮しており、計画的な対応の手法を検討する必要がある。
		既存の公園・児童遊園等のバリアフリー化を図ります。	
		公園等の維持管理において、環境への負荷が低減できる緑のリサイクル品等を活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 高木の剪定枝などのリサイクル促進のため、これらを雑草の抑制や堆肥の原料となるチップに変える機器を、ロクハ公園にある公園事務所で貸し出しするなどしている。
6 民有地の活用		市民緑地契約の締結を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 都市部における緑地を残す意向がなく緑地契約を締結することは難しいが、財産区財産や郊外部における個人所有の土地について、使用貸借により児童遊園等に整備している。
		公共緑地事業制度の活用促進を図ります。	
		公開空地を確保する制度を継続し、民有地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業を進めていく中で公開空地を設け緑化を

		を図ります。	推進している。
		市民農園の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市農業振興協会（県・J A・農業委員会）が進めてきた既存の市民農園75区画を継続している。 ・ 草津市地域ふれあい農園設置モデル事業として取組んだ事業は進展がなかった。
7	公園・緑地の整備	都市計画公園・緑地（ロクハ公園（総合公園）、野村公園（地区公園）、野路公園（近隣公園）など）の整備促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロクハ公園は平成26年にお花見広場等区域を新たに供用開始したことにより、緑地面積の増加につながった。 ・ 野村公園は平成28年度から用地の取得を行い体育館の建て替え等1期工事を進めており、平成31年度に一部供用する予定としている。 ・ 野路公園については平成28年度から用地取得を進め、平成31年度に1工区の整備を予定している。
		開発許可に伴う公園の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000㎡以上の分譲宅地開発について、開発許可に公園整備を要件とし事業者には整備するよう指導し、公園の確保につながっている。 ・ 児童遊園数は206箇所（H22）から246箇所（H28）へ増加している。
		土地区画整理事業などの面整備に伴う公園の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業の開発要件の中で公園整備について協議し、必要な公園整備を進めている。
8	公共施設の緑化の推進	公共施設においては、各施設の機能や特性に応じて、周囲の景観等に配慮した樹種による緑化、接道部での道路と一体となった緑の空間の確保など、まちなみであった緑化を積極的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな公共施設整備時に協議を行い緑化の推進を行っている。 ・ 既存施設での緑化については、それぞれの公共施設管理者の対応となるが、財政の状況もあり積極的な緑化推進に発展していない。

		避難場所に指定されている学校や公共施設等の施設については、防災機能の向上に配慮した緑化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の拡大防止と円滑な避難、また、一時避難場所や緊急物資の受け入れを考慮した、緑地や広場の整備に努めている。 ・ 住工の土地利用を分ける緩衝緑地については、この間、その計画が求められる箇所がなかった。
9	住宅地の緑化の推進	緑地協定制度の締結を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分譲宅地開発者と分譲前の1人協定として16か所、11人協定として10年から25年の協定を締結している。
		生け垣設置助成金の活用推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要がなく、制度を活用できていない。 <p>→ 今後、制度を廃止し、活用される緑化推進に資する制度の検討が必要である。</p>
10	まちなかの緑化の推進	まちなかでの総合的な緑化施策（建物屋上や壁面の緑化、駅前、道路の緑化、ポケットパークの整備、フラワーポットの設置管理など）を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度に草津市商店街連盟と市が連携してまちなかの緑を創出するため、市民と共にフラワーコンテナ50鉢を設置した。各商店や住人が管理しており、花の植え替え等については、草津まちづくり会社やガーデニングサークル“グラッシー”が支援している。 ・ 駅前緑化については、草津駅前デッキおよびニワタスガーデン、南草津駅前東山道記念公園等に多年草の花の植栽などガーデニングサークル“グラッシー”が主となって憩いの場となる緑化の推進を行い、公園緑地課は“グラッシー”の支援を行っている。 ・ 草津駅前のニワタスに草津まちづくり会社が整備された店舗の屋上を緑化された。壁面緑化の実績はない。
		市民参加によるまちなかみどりづくりプロジェクト（草津駅周辺・南草津駅周辺地区）を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草津駅前デッキ、ニワタスや南草津駅東山道記念公園において、ガーデニングサークル“グラッシー”の活動を支援し、まちなかに憩いと癒しの空間を確保している。

1 1	草津川麿川敷地の整備・活用 水辺空間の緑化、親水機能の整備	草津川麿川敷地の整備・活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年5月に策定の基本構想、平成24年10月策定の基本計画に基づき、区間②、区間⑤の2.1kmが平成29年3月に完成し、市民活動プログラム「くさねっこ」とガーデニングサークル「グラッシー」などが年間の活用をしている。 「くさつ宿場祭」や「草津街あかり・華あかり・夢あかり」などのイベントを開催している。
		一級河川の河川改修事業を促進し、それに伴う河川空間の緑化、自然護岸化、親水護岸化などを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川改修事業の進展がない。
		準用河川、普通河川における河川空間の緑化等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 準用河川や普通河川における緑化については、緑化する用地等が必要となり、今後においても緑化の推進は難しい。
		平湖・柳平湖周辺における周回歩道等の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県の河川占用許可を受けて、公園緑地課において、平成26年度に周回歩道や親水護岸等の整備を完成させた。
1 3	水とふれあえる公園等の整備	市街地部の公園整備等における親水性施設の検討を行い、可能なものを整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 草津川跡地公園（区間②、区間⑤）に地下水をくみ上げてせせらぎを整備し、親水性のある公園として供用している。
1 4	道路空間の緑化	都市計画道路等の整備促進を図り、それに伴う街路樹の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路大江霊仙寺線の整備を推進しており、植栽帯を設け周辺状況を考慮し低木を植栽している。
1 5	遊歩道等の整備	歩道・サイクルロード等の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 草津川跡地公園整備として、歩道・サイクルロードの再整備を行っている。
		既存の遊歩道、サイクルロードの緑化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 草津川跡地公園整備として、遊歩道、サイクルロードの沿道緑化を行った。

育 て る	16	町内会活動を通じたみどりのまちづくりへの参加	地域の公園、身近な花壇、植栽等の緑化活動や地域清掃を継続し、さらに参加促進を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の児童遊園等の維持管理を地域活動として進めてもらっているが、年間の草刈りや遊具点検のみに留まっており、高齢化により草刈りの継続が難しい町内が見受けられる。
	17	市民団体、学校等を通じたみどりのまちづくりへの参加	緑化推進団体助成金の活用推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 緑化推進団体からの需要がなく、現在は、草津市ガーデニングサークル活動補助金として、内容を変更している。
			グリーンバンク事業を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> グリーンバンク事業については、そのほとんどが大木のため、移植に大きな予算が必要であり、グリーンバンク事業用地も都市計画道路事業用地であるため、事業を廃止した。
	18	緑化推進市民運動の展開	市は苗木配布運動等による民有地の緑化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 4月の「いいなフェスタ」、「くさつ宿場祭」で緑の募金者に花の苗を配布し、緑の募金の還元事業として緑化推進会が樹木を町内会、公共施設に配布し、民有地の緑化を進めている 桜憲章に基づき町内会や学校・幼稚園などに桜の苗を配布することで、団体の管理している施設の緑化を推進している。
			市民や事業者が緑化する本数等を反映できる仕組みづくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 緑化推進会などの団体から苗木を毎年配布する仕組みができています。
			緑化推進市民運動を通じて、市民のみどりへの意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 緑の募金活動、「緑化フェア」などのイベントを通じて緑化に対する市民啓発を行っている。
	19	環境学習の充実・推進	自然とふれあう機会（観察会、身近な植生・生物調査等）を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内の学校や幼稚園、保育所などからの依頼により、知見のある講師を派遣しており、教材の貸出しも行っている。
環境学習（環境学習等に関わる様々な活動情報を提供・発信できる場づくりや、環境学習に取り組			<ul style="list-style-type: none"> 市内で生物調査等をされた情報をホームページに掲載している。 	

		<p>む人・団体などの活動支援等)を充実させます。</p> <p>学校での環境教育(自然に親しむ環境教育・情操教育の推進、子どもたちへの身近な自然に対する意識調査等)との連携を図ります。</p> <p>小学校などの子どもたちに、草津市の公園・緑地にいる生き物を知ってもらい、公園・緑地を身近に感じて楽しく使ってもらうために、市民団体や大学、市教育委員会等の協力を得て、例えば「公園・緑の生き物図鑑」といった学習教材を作成し、環境学習に活用します。</p> <p>「くさつエコミュージアム」を充実させるとともに、その活用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習として観察会に対する支援を行い、情報として、ホームページに掲載しているが、学習教材にまとめることは行っていない。 「くさつエコミュージアム」を構成するものが県の施設であり、充実させることはできていない。 湖岸道路沿道の自然環境の中の公園は、ドライブやサイクリング途中での利用が図られている。 	
	20	市民参加による公園づくり、みどりづくり	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園・緑地を整備する際に、計画段階から市民参加により整備を行っていきます。 公園・緑地等の維持管理と利用促進の融合した施策を実施することで、楽しく利用しながら、維持管理に参加できる枠組みづくりを進めます。 公園を楽しく使ってもらうために、市民団体や大学等の協力を得て、イベント・環境学習会等を開催し、公園の楽しい使い方やみどりの知識などの啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 草津川跡地公園を整備するにあたり、計画段階から市民ワークショップ等を開催し、トータルデザインで使われる公園を目指し整備を図った。 維持管理の仕組みを計画段階から検討し、エリアマネジメントを推進する仕組みづくりを行い、「指定管理者」「まちづくり会社」「くさねっこ」などの活動を推進している。 草津川跡地公園を市民活動の場として多くの市民や草津を訪れる人々に使われるプログラムを市民自らが展開できる仕組みとして、「くさねっこ」が立ち上がった。 草津川跡地公園のエントランスの花壇を湖南農業高校の生

			徒が植栽の実習の場所として、まちに彩を添えている。
		市民参加によるまちなかみどりづくりプロジェクト（草津駅周辺・南草津駅周辺地区）を推進します。（※基本施策10と重複）	<ul style="list-style-type: none"> 草津駅前デッキ、ニワタスや南草津駅東山道記念公園において、ガーデニングサークル“グラッシー”の活動を支援し、まちなかに憩いと癒しの空間を確保している。
2 1	市民参加による湖岸緑地等の利用促進	市民参加による湖岸緑地等の利用促進を、市民主導型の協議会等を設け、検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民ボランティア花と緑のサポーターを募り湖岸緑地に水仙の球根を植え付ける活動を行っている。県の占用許可を終える平成31年度には事業を廃止するスクラップ事業の対象となっている。
		上記の協議会等の結果に基づき、利用促進を図ります。	
		市民参加による緑化活動である花街道推進事業の取組みを広げます。	
2 2	普及啓発の活動	緑化フェアなど啓発イベントの開催を継続し、市民の緑化意識の向上につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 「緑化フェア」や市のイベントを通じて市民緑化の推進啓発を進めている。
		みどりに関する写真・ポスター・標語等のコンクールを実施し、市民の緑化意識の向上につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県緑化推進会の主催による写真コンクールや標語の募集に応募するための啓発を行っており、全国で募集している顕彰制度への応募も行っている。
		市民の緑化意識の高揚を目指す情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ガーデニングサークルの情報誌を市のホームページに掲載している。

■ 数値目標に対する進捗

	平成20年	平成28年	目標年次（平成32年）
① 将来市街化区域の概ね1割に相当する量を市民の憩いの場やオープンスペースとして有効な緑地の確保	都市計画区域面積 4,822 ha 市街化区域面積 1,842 ha① 市街化区域緑地面積 196 ha② ②/①=10.6%	都市計画区域面積 4,865 ha 市街化区域面積 1,911 ha① 市街化区域緑地面積 220 ha※② ②/①=11.5%	都市計画区域面積 4,865 ha 市街化区域面積 2,047 ha① 市街化区域緑地面積 213 ha② ②/①=10.4%
② 平成32年までに都市公園等を一人当たり7㎡の確保、長期的には10㎡の確保	都市公園等面積 62ha 人口 119,000人 <u>5.2㎡/人</u>	都市公園等面積 89ha 人口 132,000人 <u>6.7㎡/人</u>	都市公園等面積 95ha 人口 135,000人 <u>7㎡/人</u>
③ 1世帯当たり1本の緑化（5万本の緑化）年間5,000本の緑化	<u>6,685本</u>	<u>46,541本</u>	<u>50,000本</u>

※平成28年の市街化区域緑地面積は平成20年からの都市公園、児童遊園、学校施設の増加分のみ反映しています。

「第2次草津市緑の基本計画」の進捗（概説）

平成11年3月に第1次緑の基本計画を策定し、それから10年経過後の平成22年9月に第2次緑の基本計画を策定した。

<平成22年の見直しのポイント>

- ・ ①上位計画の「第5次草津市総合計画」および「第4次国土利用計画」の改定（H22）、②都市緑地法の改正（H16.6）、③緑の状況の変化、④環境問題への市民意識の高まり、などの視点から見直しを行った。
- ・ 当時の課題は開発等による緑の減少（H10.12：2,440ha→H21.2：2,358ha 計82haの減少）でした。併せて、保安林や農用地区域等の減少もあった。また、市民一人当たりの公園面積は平成17年から横ばい傾向であり、公園増に比して、人口が大きく伸びていることによるものである。
- ・ 市民参加については、町内会による児童遊園等の維持管理活動、各種団体の緑化推進に向けた活動実績があった。
- ・ 当時の緑の基本計画策定時に行った市民意識調査では、「緑の量が少ない」と感じる方が多く、さらに「10年前と比べ減少している」と感じている方も多い結果であった。また、公園の利用頻度は低く、公園の量や質に不満をいただいている方が多い状況であった。

→ こうしたことから、前回の見直しでは「守る、つくる、育てる」を基本方針とし「ひと・都市・自然が交感する みどりのまち 草津」の実現に向けた計画としたところである。

<第2次草津市緑の基本計画がスタートしてからの市の動向>

◇人口の推移

平成22年10月（市統計書）	122,423人	50,279世帯
平成29年4月（住民基本台帳）	132,116人	56,782世帯
増分	9,693人	6,503世帯

◇JR草津駅と南草津駅の状況

- ・ 県下で1・2位の乗降客数を有するJR草津駅と南草津駅が平成26年にJR南草津駅が1位で2位が草津駅に逆転した。

→ 南草津駅を中心とした昼間人口の増加や人口増加が急激に増加したものと推察される。

◇住宅開発の動向

平成22年度から平成28年度までの間に開発許可があったもののうち検査済である案件を記す。

件数：531件

面積：834,095.89㎡ → 約83ha

◇都市公園の整備状況

- ・ 草津川跡地公園について、用地を平成24年度から買収し、平成26年度から平成28年度末に区間②と区間⑤の整備が完了し、平成29年4月にオープンした。
- ・ 野村少年運動公園について、平成28年度に用地取得し、平成29年度第1期事業のアリーナ整備に着手し、30年度には第1期事業を完成する計画である。
- ・ 野路公園については、事業区間を2期に分けて平成26年度から用地取得を行い平成30年度には第1期事業の完成を見込んでいる。

◇緑の基本計画の数値目標に対する現状について

- ・ 別紙表1数値目標の推移参照
- ・ 平成22年から平成32年度を目標とした当計画の7年経過の数値目標としては年間推移を単純推移で見ると緑地の確保目標、都市公園等の整備目標、緑化の目標それぞれ計画に沿った水準に達成しているものとなっている。

◇緑の将来像の実現に向けた22施策の展開状況について

- ・ 施策を展開するための基本方針を定め、「守る」、「つくる」、「育てる」という3つの視点から基本施策を構成している。

① 基本方針：「守る」

- ふるさとのみどりを継承するとして、主に琵琶湖岸の自然景観や植生、また、それにつづく優良農地の保全を掲げている。
- ・ 日本を代表する琵琶湖国定公園及び周辺を守る条例、農地法等により規制がされており、健全な緑地の保全がなされているものと考えている。
- ・ 保護樹木の保全や、「守る」の基本方針において、唯一整備の施策が掲げられている頓蓮池の周回道路については、整備の方向性に変化はあったものの、三ツ池整備事業により一部の護岸整備を行った。堤防敷地が遊歩道沿いに植生されたクスノキの保護樹木と一体となった自然遊歩道としての機能を果たしている。

→ 基本方針「守る」のもと、本市のみどりは適切に保全されており、今後とも、その継続に努めていくことが重要であると思料する。

② 基本方針：「つくる」

- ・ 都市を彩るみどりを創出するとして、既存ストックとなる公園や児童遊園の再整備を図り有効活用することについては、公園施設長寿命化計画を策定してアクションプランを策定し、都市公園の再整備に取り組んでいる。
- ・ 児童遊園については、総数が多く限られた予算での対応となっているため、対応が追いつかない状況となっている。この問題を効率的に解決するための検討が必要となっている。
- ・ 民有地の活用については、郊外部や財産区の協力を得て児童遊園等の整備を行っているが、個人資産の有力な活用手法が他に多くあるため、緑化の推進への対応は難しい状況になっている。
- ・ 地域に応じたみどりの拠点をつくるため、ロクハ公園、野村公園、野路公園を整備するものである。ロクハ公園では、平成26年にお花見広場の区域供用し、野村公園では、体育館の建て替えを主体とした第1期工事に取り組んでいる。また、野路公園では、計画期間内の工事着手を目指した計画で用地の取得を進めており、地域の拠点となる緑の創出の推進を図っている。
- ・ 心地よさを感じられるまちづくりの拠点として、草津川跡地区間⑤と琵琶湖に近い区間②を整備した。特に中心市街地区域の区間⑤では、計画段階から市民参加による計画づくりと整備後における活用策を検討する市民ワークショップ等を開催し、「使われる公園」を目指した取り組みを行った。
- ・ このことから、市民活動団体の主体である「くさねっこ」が草津川跡地公園の市民活動プログラムを展開している。
- ・ まちなかのみどりを創出するため、商店街にフラワーコンテナを配置した。季節に合った花の植え替えといった管理を、商店や住民が行っており、これを草津まちづくり会社やガーデニングサークル“グラッシー”が支援している。
- ・ 草津駅周辺のデッキの一部で“グラッシー”が花の植え替えや管理を行い、ニワタスガーデンにおいても、“グラッシー”が中低木の管理を行い、花の植え替えにかかる苗を草津まちづくり会社が提供して、まちなかの緑化推進を行っている。
- ・ 「うるおいネットワーク」を形成する一級河川や準用河川・普通河川の緑化空間の促進や自然護岸化などは、それぞれの施設に緑化する空間がなく、水とみどりにふれ合える空間づくりを進める状況をつくることは相当に困難である。
- ・ 「水のみち」について、普通河川等はもとより、一級河川の葉山川、狼川は既に改修されたもので、堤防敷地が管理用堤防になっており、植栽できる空間がない。
- ・ 草津川については、整備された堤防敷地を拡幅して桜を植栽する場所をつくり草津川跡地と同様に桜並木を形成している。この桜1本1本にオーナーがいて

名盤がつけられている。

→ 基本方針「つくる」のもと、都市を彩るみどりを創出することについて、一定の成果を得られているものと考えているが、うるおいネットワークを形成するには、それぞれの施設の整備計画段階から進めなければ困難なものも生じているため、これらの位置づけについて検討の必要があるものと思料する。

③ 基本方針：「育てる」

- みどりのまちづくりに参加することを主として施策を展開している。
 - ・ 各地域に配置された児童遊園約250か所については、各町内会で維持管理を薄謝でお願いしているものの、公園の日常活用が少なく、年間を通じて雑草の刈り取りが主な管理になっている。
 - ・ ガーデニングサークル“グラッシー”が立ち上がり、草津駅周辺、南草津駅周辺のまちなかの憩いと癒しの空間づくりやスキルアップの講座等を開催し、楽しい活動として展開されている。各地域にこのような楽しい活動として広がりを見せる仕掛けづくりを検討していかなければならないものとする。

→ 基本方針「育てる」に係る取り組みは、みどりのまちづくりを継続的に推進する上において重要な要素である。市民の能動的な活動を促進するための仕掛けづくりの視点に立ち、今日までの「つくる」を主体とする施策展開から「育てる」へと転換する時期に至ったと思料する。

④ 総括

- ・ 「第2次草津市緑の基本計画」の指標については、一定の数値目標の達成ができていないと評価できるが、計画の進行管理などに、改善の余地がある。
- ・ とりわけ、施策推進に係る各行動主体間の連携や、個別の事業の完了後の継続的な効果といった視点からの評価について、重視する必要がある。